

千葉県身体障害者手帳に係る英訳証明実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者に対して、海外等においても障害への理解や必要な支援を受けやすくするため、身体障害者手帳の英訳証明を交付し、もって身体障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 英訳証明の交付対象者は、千葉県在住（千葉市、船橋市、柏市在住者を除く。）もしくは県内市町村（千葉市、船橋市、柏市を除く。）が援護を行う身体障害者手帳の所持者とする。

(実施主体)

第3条 前条の身体障害者手帳の英訳証明については、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長（以下、「障害者福祉推進課長」という。）が行うものとする。

(英訳証明の申請)

第4条 第2条の身体障害者手帳の英訳証明の交付を受けようとする身体障害者は、身体障害者手帳英訳証明申請書（別紙様式1）を、身体障害者の居住地を管轄する市町村長（以下、「市町村長」という。）に申請するものとする。

ただし、身体障害者本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2 前項の申請書を受理した市町村長は、障害者福祉推進課長あて送付するものとする。

(英訳証明の交付)

第5条 障害者福祉推進課長は、前条により送付された申請書に基づき、英訳証明書の送付書（別紙様式2）及び英訳証明書（別紙様式3）を作成し、管轄の市町村長に送付するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により送付された証明書について、記載内容等を確認のうえ申請者に交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式 1

身体障害者手帳英訳証明申請書

年 月 日

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長 様

請求者氏名 _____

下記の身体障害者手帳について、英訳証明書の交付を依頼します。

記

1 申請者（手帳所持者本人）について

居住地：

ふりがな：

氏名：

→ローマ字での氏名の表記を記載してください。

()

生年月日： 年 月 日生

請求者との続柄： 本人 保護者 その他 ()

2 手帳記載内容

手帳番号	県第	号	交付年月日	年	月	日
障害名				〔 等級 級 種別 種 〕		

- * 証明書の交付は、お住まいのある市町村窓口を經由して行います。
- * 身体障害のある15歳未満の児童については、保護者が代わって申請すること。
- * 代理で申請される場合は、①身体障害者本人からの委任状、②請求者の住民票、③請求者の身分証明証の写しも併せて御提出ください。

障推第 号
年 月 日

市（町村）長 様

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長

英訳証明書の送付について

このことについて、下記の者に別添のとおり英訳証明書が交付されたので、申請者に交付してください。

記

対象者：

()

証明書本文（和訳）：

本身体障害者手帳は、日本国身体障害者福祉法に基づき、 が間違いなく身体障害（ ）を有すると認定されたことを証明するために交付したものです。

千葉県 第 号
障害程度等級 級

(English Translation)

(Shousui No.)

(、 、)

Chiba Prefecture Health and Welfare Department

Welfare Promotion Division for Persons with Disabilities Director General

Certification

It is hereby certified that this Physical Disability Certificate (*Shintai Shougaisha Techo*) was issued to
to certify that has been acknowledged to have
() in accordance with the Japanese Act for the Welfare of Persons with Physical
Disabilities

No. issued by
Disability Degree:

* この文書は、身体障害者手帳の内容を英訳したものです。利用者には、利用する際に、身体障害者手帳を添えて利用するように知らせていますので、提示を求めて下さい。

* This is a courtesy English translation of the accompanying certification issued in Japanese. When using this courtesy translation, the bearer must also present their Physical Disability Certificate (*Shintai Shougaisha Techo*). Please request that this document is presented.

* ただし、身体障害者手帳及び本書を提示した場合でも、日本以外の国におけるサービスを保障するものではない旨、利用者に伝えてあります。

* The bearer of these documents has been informed that even when the Physical Disability Certificate (*Shintai Shougaisha Techo*) and this courtesy English translation are properly presented to authorities abroad, these documents do not guarantee services outside of Japan.